

5月16日に開催された  
社会保障審議会介護保険  
部会において、介護保険  
法改正に向けた、今後の  
検討の進め方が論点と共に  
示されました。そのうち、「給付と負担」に関する  
テーマにおいて、報酬の適正化に向けた検討  
が行われることとなりました。  
また、4月13日に開催された財政制度等審議  
会財政制度分科会においても、  
財務省からいくつもの報酬抑制案が示されて  
おり、とりわけ在宅介護事業者にとって関心の高い  
い「要介護」と2の方の生活援助及びデイサービス  
の総合事業への移管について、論考したいと  
思っています。

この要介護1・2の方を総合事業に移管するの」といは、現行の総合事業の枠組みのままでは、絶対に阻止しなければならないとの強い反対の立場であります。

日本介護ベンチャー  
コンサルティンググループ  
代表取締役 斎藤正行



# 財政規律と 介護保険制度改革 ～地域包括ケアモデルの確立に向けて～

中国书画函授大学

## 財政規律と

## ～地域包括ケアモデルの確立に向けて～

## 事業者の利益確保の道、示す必要

援1と2の状況を見れば明らかであり、市町村の裁量によって報酬単価やルール緩和が行われ、報酬が2割から3割削減されるケースが散見されており、更に厳しい削減幅の自治体も存在します。この状況が、要介護1と2にも及べば、訪問介護及びティサービスの利用者の多數は要介護1と2の方で占められているため、間違いなく大半の事業者は事業継続が困難な状況となり、数多くの介護難民が生じ、地域包括ケアモデルの崩壊へと繋がることになります。

この表現は決して過剰表現ではなく、だからこそ、過去2度の介護報酬改定においても、慎重な議論が繰り返され、実現には至りませんでした。

その際に重要なことは、利用者のサービス品質低下につながらないことです。そしてもう一つは、総合事業の枠組みだけでの制度設計ではなく、介護保険制度との一体運用

他方で、将来の人口構造を鑑みると軽度者改革の議論がこれから本格化していくことも避けがたい現実であります。私は、仮に要介護1～2の方の総合事業への移管を検討するのであれば、市区町村に全面的枠組みを委ねるのではなく、国が一定の人員基準や設備基準等の要件緩和の方向性を示し、単なる報酬削減だけではなく、事業者のコスト削減も同時に実現しが必須であると考えます。

その際に重要なことは、利用者のサービス品質低下につながらないこと。そしてもう一つは、総合事業の枠組みだけで、制度設計ではなく、介護保険制度との一体運用

齊藤正行氏プロフィール  
2000年3月、立命館大学卒業後、株式会社  
ベンチャーリング入社。メディカル・ケア・サ  
ービス㈱の全国展開開始とあわせて2003  
年5月に同社入社。現在の運営管理体制、  
営業スキームを構築し、ビジネスマodelを確  
立。2005年8月、取締役運営事業本部長  
に就任。2010年7月(同)日本介護福祉グル  
ープ副社長に就任。2018年4月(同)ピースフリ  
ーケアグループ代表に就任。2018年6月、介

が必要です。総合的に基づく要件緩和のみ要件緩和が実現も、それは新たに業だけを取り組むへの選択肢が広がりますが、現どなりますが、現用者は要介護3以上に対する介護保険制度併用となることがあります。業界関係者は、この議論の動向を注視すべきです。